

## 函南町における都市計画法第 34 条第 2 号取扱基準

函南町における都市計画法第 34 条第 2 号に規定する観光資源に係る運用については、静岡県土地対策課長通知(平成 26 年 3 月 28 日付け都土第 213 号)を準用するものとし、その取扱基準は以下のとおりとする。

### 第 1 対象とする観光資源

通知第 2 項第 1 号各項目ごとの函南町における観光資源は、次の表に掲げるもののいずれかであること。

| 項目                   | 対象施設及び必要な建築物の区域  |
|----------------------|--|
| 1 史跡、名勝、天然記念物等の文化財   | (1)十国峠(国の登録記念物)<br>(2)阿弥陀三尊像(国指定重要文化財)[仏の里美術館]<br>(3)丹那断層(国指定天然記念物)[丹那断層公園]<br>いずれも上記観光資源から概ね 300m の区域   |
| 2 優れた自然の風景地<br>良好な景観 | (1)富士箱根伊豆国立公園[伊豆スカイライン沿線]<br>(2)富士山を望む眺望地<br>ア 道の駅「伊豆ゲートウェイ函南」周辺概ね 300m の区域<br>イ 伊豆仁田駅周辺概ね 300m の区域<br>ウ 函南駅周辺概ね 300m の区域<br>エ 原生の森公園周辺概ね 300m の区域 |
| 3 温泉                 | (1)湯～トピア函南周辺概ね 300m の区域<br>(2)畑毛温泉周辺概ね 300m の区域  |

### 第 2 有効な利用上必要な建築物等

観光資源の有効な利用上必要な建築物の用途は、次に掲げる施設のいずれかであること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条各項に規定する営業を行う施設に該当する施設を除く。

- (1)主に伊豆及び箱根を観光する者(以下「観光客」という。)を対象とした宿泊施設
- (2)主に観光客を対象とした展望台
- (3)主に観光客を対象とした飲食店及び特産品、地場産品又は土産物の販売を主たる目的とする店舗並びにこれらを併設した施設
- (4)当該観光資源等の維持管理施設(維持管理事務所、観光案内施設、休憩施設、公衆便所等)
- (5)その他町長が、当該観光資源の有効な利用上必要な建築物と認めるもの

### 第3 立地に対し配慮する事項

町が定める富士山眺望ポイントから、その眺望景観を阻害しない構造とすること。